

日本の農家女性の農家継承：入会としての 農地・農家・農村と農業

Yanagisawa, Takao / 柳澤, 隆夫

(出版者 / Publisher)

法政大学サステナビリティ研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Research on Sustainability : The Academic Journal of the Research Center
for Sustainability / サステナビリティ研究

(巻 / Volume)

4

(開始ページ / Start Page)

137

(終了ページ / End Page)

147

(発行年 / Year)

2014-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00024053>

日本の農家女性の農家継承 —入会としての農地・農家・農村と農業—

“Japanese farming household Women’s succession
—Farmland, farming households, rural communities, and agriculture as commons,—”

柳 澤 隆 夫
Takao Yanagisawa

Abstract

This paper discusses how rural people accepted the succession of farming households and farmlands especially from the view point of farming household women. Women have no right on the farmlands even after the Emancipation of farmlands conducted after World War II in Japan. The succession of farming households is a sad and harsh story for rural women. With this in mind, I examined how farming household women have been alienated from various rights by reviewing former surveys on succession of family headship and the duty of supporting the family, and by interviews from an old woman farmer who solved by herself the gender related discrimination (underestimation of women’s labor contribution) which has been practiced for decades in the village.

I consider that not only the resources directly managed communally, farming households, farmlands and rural communities are all “commons” for rural people. Rural women have been alienated from such “commons” although they have been the main supporters of the household farming and care work. Entitling rural women to the right on the “commons” is needed as the measures to tackle with the crisis of farm households succession. At first, women need to be entitled to the farming right, then the local “commons”. By acquiring rights on farming, women can get various political supports, too. Being entitled to the rights as the equal members in the households and community, women can get the feeling of social security, too.

Keywords: farming household women, succession of farming household, commons, the theory of IEMURA

要 旨

本論では、農家と農地の継承が、どのように農村の人々に捉えられ、受容されて来たのか、とくに戦後の農地解放による農村の民主化によっても、農地への権利を基本的に持つことができなかった嫁である（結婚就農）農家女性の立場から考えた。農家継承、農家相続は、農村女性にとって、「つらく、せつない話」である。このことを念頭に、旧民法の「親の扶養と家督相続を一体化とする考え」を農家女性の立場から捉えた調査

資料と、村の女性のアンペイド・ワーク慣行のひとつである「出不足金問題」を実際に解決し、農家・農業後継者を確保したTさんへのインタビューを通し、女性の就農、農業労働に対する報酬・給与、相続による資産形成を材料に、結婚就農女性の無権利状態を示した。

また、農地・農家・農村それ自身が「入会（当事者感覚のコモンズ）」であるとの試論を述べた。

そして、農家継承の危機の増大に対し、婚姻就農女性が耕作権を獲得することにより、「入会（当事者感覚のコモンズ）」への参加が保障されることで、女性は様々な社会政策を受ける権利が生じる。

このことは、農家・農業後継者問題の改善と農家女性の無権利状態の改善に繋がる。

キーワード：農家女性、農家継承、入会（コモンズ）、イエムラ論、

1. はじめに

本論では、農家と農地の継承が、どのように農村の人々に捉えられ、受容されて来たのか、特に戦後の農地解放による農村の民主化によっても、農地への権利を基本的に持つことができなかった嫁＝農家女性の立場から考えたい。農家継承、農家相続は、農村女性にとって、「つらく、せつない話」¹⁾である。それは、農家経営、農家運営・管理に当たって重要な役割を果たしながらも、農地の権利²⁾を持たない農家女性たちにとっては、なおさら「つらい話」であった。このような農家女性の無権利な立場は、農家、農村、農業問題に「農家の後継者不足」という大きな負の影響を与えた。

筆者は、筆者の叔父叔母16人中6人が様々な分家や相続（離婚に伴う財産のコンフリクトも含む）に関する騒動を経験したと聞いている。親族といえども、相当仲良くなければ本音や本当の事を話さないという現状の中で、それを第三者に語るということは容易ではなく、公表された文献や資料は数少ない。だからこそ、本論は、そこに注目したのだが、またその難しさに本論も直面している。本論を執筆するにあたり、旧民法の「親の扶養と家督相続を一体化とする考え」を女性の立場から再検討した資料として確認できたのは、『農村女性地位向上キャンペーン みんなの意識と地位（農村女性アンケートから）』（農業新聞、1989、「女の階段」愛読者の会（以下、「女の階

段」）であった³⁾。本論は、この「女の階段」及び、筆者が二世代の農家女性（Tさん昭和6年生まれ及び、同居する息子の妻Yさん昭和42年生まれ）に対し行った電話インタビューを参考に、農家女性の農家継承について考察し、農家・農村の継承問題について試論を述べる。

2. 農家継承

2010年世界農林業センサスでは、「農家」を「経営耕地面積が10アール以上の農業を行う世帯又は過去1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上の規模の農業を行う世帯」と定義している。しかし、本論では、統計上の「農家」ではなく、永野（2004）の概念に依拠する。永野は、「農家」とは、「〈いま〉も農村という〈場〉で生活する人々の最小の生活単位」、「経営と耕作と生活の単位」、「直系家族の家族労働力を中心に、家産として継承した農地を耕作することで、成員の生活を保障する「家」」であり、「相続によって継承した家産としての農地の利用を基盤とする構成員の生活保障組織」であるとする。筆者は永野の論を受け、「その農家の生活の延長」としての農林水産物の生産を「農業」と考える。そして、その農家に付随し、その農家の生活の延長としての農林水産物の生産をする場、空間、土地、関連施設を「農地」とし、その農家・農地の集合体を「（農家の生活の延長としての）農村」とし、本論を進

める。

なお、1999年に施行された食料・農業・農村基本法では、家族農業に対しては、「第三節 農業の持続的な発展に関する施策（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）」第二十二条において、「国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする」とされている。

近年、農家世帯をベースとしない農業法人は増加しており、現在1万3千社ほどあるとされる。が、それに対し、農家である認定農業者は24万人、農家の集合体である集落営農団体1万4700団体、自給的農家も含めた農家総数は250万戸である。依然、農家世帯をベースとした農業経営体が大多数を占めている⁴⁾。

では、まず、農政の動きとも連動しながら、農家と農地・農業の継承について検討してみたい。

2-1 農家と農地の継承

日本の地域社会の持続性を検討する際に、農家の相続問題は依然重要な課題である。食糧生産の担い手は、日本の文化・風土に築かれた「農家（イエ）」制度と、その継承は相続という「農家（制度）」によることを、無視することはできない。また、「農家（制度）」を規定する「村（制度）」も重要である⁵⁾。また、その農家制度を支える土地制度（農地制度）も食糧・農業・農村のあり方に依然大きな影響を与えている。

永野（2004）は、明治期以降の農地所有の推移について、「明治の地租改正は私的所有を制度化し、近世の幕藩体制のもとで実態としては存在していた地主を制度的に初めて法認した。だが、地主は、明治以降いかに大土地所有に発展しようと、賃労働者を雇用してのいわゆる資本主義的大経営になることはなかった。農地改革は、制度的

にも実態的にも地主制を解体し、所有の上限の設定によって、戦前よりも経営規模が一段と縮小し平準化した小経営の自作農を創出した。日本の歴史上未曾有の変動期といわれる高度成長期以降、特に農業の近代化を図った農業基本法のもとでの構造改善事業においても、大規模経営が大量に創出されたとはとうてい言い難く、農業の担い手が小経営である点では、その前後に基本的な変化はみられない。戦後の制度的変革や高度成長期以降の生活様式の激変を経てもなお、経営と耕作と生活の単位が、直系家族の家族労働力を中心に、家産として継承した農地を耕作することで、成員の生活を保障する「家」であり続けた点は変わらない」と述べている。

近代から現代に至る日本の農業・食糧政策を、農地と農地の担い手を中心に概観してみると、戦前、農林省は、寄生地主制の進行と農民の離村・都市労働者化を食い止めるために「小農主義」「自作農主義」を掲げて、米穀法（1921年；大正10年）、小作調停法（1924年；大正13年）⁶⁾、米穀統制法（1933年；昭和8年）、食糧管理法（1942年；昭和17年）などを制定し、更に最終的には農地改革によって寄生地主制を解体することも視野に入れていた。だが、実際には当時の帝国議会は地主層議員が多数を占めていたために構想のみに止まり、第2次世界大戦の敗戦による占領下で、GHQにより実現された。（暉峻 1996）

日本の農地の「担い手」は、日本の敗戦を機に、農地解放⁷⁾による、「（寄生）地主」から「（地主ではあるが）耕作農家」に変わった。そして、1952年（昭和27年）の農地法における「自作農主義・耕作者主義」のもと、農業の近代化政策が進められた。「猫の目農政」と言われる農業政策も、1961年（昭和36年）の農業基本法においても、1970年（昭和45年）からの減反政策においても、1985年（昭和60年）9月22日のブラザ合意に始まる日本の農家・農村・農協に対するグローバリゼーションという大農主義の攻撃や、貿易のグローバル化が進む中でのウルグアイ・ラウンド農業合意（1995年、平成7年）、1999年（平成11

年)の食料・農業・農村基本法における「農家相統概念」の放棄、2009年(平成21年)の「改正農地法」による「農地の耕作者主義」の廃絶、そして、2013年(平成24年)の「人・農地プラン」と農地中間管理機構関連2法による「農業委員会(旧農地委員会)」の空洞化など、一連の政策により、農家の「農地の担い手」としての地位の剥奪、農家の耕作権の形骸化等が進められてきたが、農家に代わる具体的な「農地の担い手」はいまだ想定されていない。農家から農地を引きはがそうとする一連の政策を経ても、現実的には「農地の担い手」は「農家」であり、依然、「農家」の農業の継承は大きな課題である。

2-2 農家と農業の継承―世襲では耐えられない―

農地価格の上昇と就業機会の増加とイエ意識とムラ意識と農家意識の低下に伴い、農家による農業の継承には①農業経営よりイエの存続、イエの経営を優先することと、それに伴う「無賃労働」の発生、②農家継承における「世襲」の意識の変容(気持ちの上で、個人の生活と人生を優先するようになってきたこと)、という二つの問題を抱えていると考える。

農家制農業の諸問題を農場制農業と対比してみると、①の「農業経営よりイエの存続、経営を優先すること」については、農場制農業であれば、収益性の低下・赤字があれば経営者の交代で対応するところを、農家制農業では収益性の低下・赤字においても経営者(農家)の交代はできない。そこで、「無賃労働」での対応、マーケットからの撤退、農地からの撤退、村からの撤退、墓の撤退の順に対応する。また、②農家継承における「世襲」という問題については、農場制農業では経営の継承は経営者の交代という形でスムーズに行われるが、農家制農業では農家の世襲相統という形で行われ、(だから、無賃労働)、「イエ意識とムラ意識と農家意識」の低下により、積極的な継承という形になりづらくなっている。

そのうえ、現在の農家制農業では、就農・農業継承に際して(農家子弟のみならず、20代の非

農家の若者の新規就農者も含め)、程度の差はあれ、「就農」に対する、動機や理由をもつことが求められている。従来の「世襲」という意識では対応することはできない。後継者にも、“今、私が、この場で、何のために、どのような行為をするか、すべきか、することができるか”ということが、つきつけられている。農業継承が世襲では耐えられない時代になっている。

3. 農家女性の農家継承

前項では、農家による農地の継承と農業の継承について概観した。次に本項では、農家継承を女性の視点から再検討したい。具体的には、ある農家女性のTさんのライフ・ヒストリーをベースに、冒頭で触れたアンケート結果と照し合わせながら、考察してみたい。

3-1 ケーススタディー―N県A村のS家のTさんの語り 電話インタビュー⁸⁾から―

Tさんは、仲間と共にグループ(村民大会実行委員会)を発足させ、「村民大会(意見発表会)」で、農村特有の「出不足金」に関する性差別(女性差別)について発表し、性差別是正、制度変革の契機をつくった女性である。出不足金とは、村の共同作業に欠席する場合、罰金として支払うものであるが、家の代表としての男性の代わりに女性が参加した場合でも、「半人前」扱いし、罰金を支払わされることが一般的であった(たとえば、出不足金が三千円であった場合、女性が参加したときには千五百円を支払わされる)。Tさんの発表により、「出不足金」制度そのものは残ったものの、男女による金額差別は廃止された。

「(尊敬を含め、勇気あるなど素直に思ったので、) どうして、そんな凄いことができたのですか?」と筆者が質問したところ、当時(昭和27年から41、2年頃の間)は、そのような意見発表会が盛んだった。また、3人姉妹の長女で、親が「跡取り」として、「家長」として、育てられたからだ、という答えが返ってきた。結局、様々な事情から

跡取りはせず、分家に出て婿を迎えたそうだが、苗字は本家のままである。分家として、農地も宅地も家も父親から、分けてもらったという。登記では、家と宅地は夫名義にし、農地はTさん名義とした。「家長」として仕込まれていたため、様々な村の付き合い、親類付き合いができるのである。また、「家長」として育てられたため、全日制の農林高校にも行かせてもらえた。また、そのために、物おじせず、村民大会で自分の意見を言うことができた。この事例をみると、「イエ制度」における、イエ意識と「家長」経験は、性差別より強いと言えるだろう。

(1) Tさんの生家の暮らしと農家継承

Tさんは、昭和6年生まれ。祖父、祖母、父、母、本人、妹2人、弟1人の8人家族だった。Tさんが高等小学校2年の時、父親は戦死した。昭和20年農林高校を卒業して暫くの後、結核により、Tさんは療養生活となり、末子の弟（当時6歳）は死亡した。Tさんの療養生活は8年ほど続き、その間に、次女は恋愛結婚にて他出。三女はTさんの結婚と同時に恋愛結婚にて、生家の跡取りとなった。Tさんは、療養中に知り合った男性と昭和34年に恋愛結婚し、「生家の大農は無理」との判断から、家、宅地、少しの農地（Tさん名義）を譲り受け、婿取り・分家（地区内）創出した。Tさんは、結婚後も生家の農業と自分の家の農業に従事した。当時、生家では、田6反（自家米以外供出）、畑8反（うち、ホップ4反、桑、野菜多種、一部JA出荷）、養蚕4回／年、飼育（馬、ヤギ、鶏50羽超（卵販売）、ウサギ、綿羊等）を営んでいた。

Tさんの農業に関する知識と技術は、生家と農林高校と戦後の農事研究会で獲得した。高校時代は、馬耕部に所属し、馬耕のスキルは「一人前」と祖父に認められている。また、学友や教師にも一目置かれるほどの技術・能力を有していた。戦後は、療養していた頃から、意欲と能力により、普及所が組織化した「農事研究会」に、参加した。母からは12歳頃から機織りを教えられ、木綿は

約10年、絹は18年ほど、原材料の生産と共に行っていた。

祖父母の介護は、3姉妹で協力して行った。

(2) 現在のTさんの結婚後の暮らしと農家継承
息子夫婦、孫2人、敷地内別棟同居。昨年、夫を亡くす。一人娘は結婚して他出。

農業経営は、田2反（自家用、娘および友人、知人へおすそ分け）、貸田2反、畑1反（自家用のほとんどの野菜生産）、主にTさん、機械作業や重労働は息子、全体の3分の1程度を息子嫁のYさんが手伝っている。結婚後、農地解放で他家の小作地になった農地を取り戻した。最盛期は5～6反を経営し、JA出荷もしていた。売上は夫名義の口座へ、口座管理はTさんが行っていた。現在は販売していないので、農業収入はない。

結婚後、生活改善グループ活動に参加して、漬物や味噌などの農産加工に取り組んでいた。

夫の介護は、Tさん、息子夫婦が協力して行った。

(3) 「家長」、「跡取り」としての農家女性

跡取り娘だったTさんは、姉妹でただ一人、全日制の農林高校へ進学、妹二人は定時制高校への進学という風に、教育面だけを見ても、長子に対する投資が見られる。祖父からは、「馬耕」の技術を褒められるなど、常に声（目）を掛けられていた。そうした環境に育ったTさんは、分家となった後も、生家の農業の「家長」的役割を果たしていた。

本事例のTさんは、農家女性の中でも、多数派の嫁ではなく、少数派の婿取り・家付き娘である。だからこそ、高い農業技術と知識を得ることができ、機織りなどの生活文化も継承しつつ、家督までも相続できたのだった。農家後継者である息子と同じ農家継承者に「嫁」を位置付ければ、農家継承の可能性は広がるだろう。

3-2 3つのアンケートに見る農家女性の農家継承の実態

Tさん（昭和6年生まれ）と同居の息子の妻であるYさん（昭和42年生まれ）に対して行った電話インタビュー、および、冒頭で紹介した「女の階段アンケート」、加えて、農村女性の地位に関する農林水産省による近年の調査『女性農業者の地位向上に関する実態調査（経営参画と資産の保有に関する実態調査）結果の概要』（2000年、以下「経営参画」）⁹⁾と『女性の農業への関わり方に関するアンケート調査』（2012年、以下「関わり」）¹⁰⁾の結果を参考に、農家女性の農家継承の実態について整理してみよう。（表1参照）

(1) 農水省の考える「農業の女性の担い手」像

まず、初めに、農林水産省が考える「農業の女性の担い手」像に沿って、それぞれのアンケートの時期の“女性の担い手像”を説明する。一言でいえば、人・物・社会のグローバリゼーションに対応した担い手像の変化であった。

“女の階段アンケート”は1988年に実施されたが、この頃は、「男女雇用機会均等法」成立（1985年）、国連の第3回世界女性会議（ナイロビ）開催（同年）、NYでのG5（先進5か国蔵相・中央銀行総裁会議）プラザ合意（同年）、ガット・ウルグアイ・ラウンド開始（1986年）、生産者米価引き下げ（1987年）があった。“女の階段”での担い手像は「農村女性（＝農家女性）」であった。

それから農林水産省の二つのアンケートの間の期間は、1993年9月のコメ緊急輸入、同年12月のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意と、それに基づいた1994年の食管法の廃止。1995年にWTO（世界貿易機関）が発足し、1999年（平成11年）6月男女共同参画社会基本法、7月食料・農業・農村基本法が成立する、という大きな転換の時期であった。これらのグローバリゼーションの大きな流れを受け、「経営参画」アンケートの担い手像は「女性農業者＝（実質的には農家女性）」となった。そして、2002年、2009年の農地法改

正、2012年「人・農地プラン」と2013年の「農地バンク」と「TPP参加」を経ることにより、「関わり」アンケートの担い手像は「職業としての女性農業経営者（と女性農業経営者候補者）」となった。まとめると、農水省の目指す担い手像の変化は、「農家女性」、「女性農業者」そして「女性農業経営者」へと変わっていった。

(2) アンケートにみる「結婚就農・結婚継承」

1) 女性の就農

女性は、農地と農業に関する様々な権利から慣行上疎外されているため、農地と農業の権利を獲得する第一歩は「結婚」である。女性が結婚により農地と農業の権利を獲得・継承する「結婚就農・継承」という視点でまとめると、1988年「農業新聞」では、98.4%、2000年「経営参画」では、85.0%と、結婚就農（女性跡取り就農）・結婚継承が女性の就農の主流といえる。Tさん、Yさんも結婚就農である。

2) 報酬・給与

「おんなの階段」の「農家の主婦の家計管理のおこづかい48.7%」から「経営参画」の家族従事者の「必要な時受け取る24%」に、「給料制7.0%」は「毎月決まった報酬・給与43%」へと変化している。農業収入が現時点でないTさんは「年金から、こづかい1万2千円ぐらい」、家計管理者で家族農業従事者のYさんは、夫（息子）の給料から「家計から適宜、自分の判断で」であった。

3) 資産形成

「女の階段」の「夫婦で得た財産の意向？」は、「夫婦で同等の名義にしたい。19.6%」であった。しかし、「夫婦で得た財産の実態？」は、「ほとんど夫の名義になっている。63.5%」「夫と自分の名義半々になっている。5.8%」であった。「経営参画」の「女性自身の名義で所有しているもの？（複数回答）」は、「貯金90% 農地9%、農業施設3%、宅地4% 自宅建物4%、負債3%」であった。農地所有の経緯をみると、労働によって資産

表 1

	農村女性地位向上アンケート 農業新聞「女の階段」愛読者の会アンケート1800通で972回収。	経営参画女性農業者の地位向上に関する実態調査（経営参画と資産の保有に関する実態調査）	Tさん(昭和6年生まれ)	Yさん(昭和42年生まれ、県内の都市近郊の農家出身)	女性の農家への関わり方に関するアンケート調査結果について
実施年	1998	1999	2013	2013	2012
実施主体	農業新聞	農林水産省農産部監局婦人・生活課	筆者インタビュー	筆者インタビュー	農林水産省民間委託
アンケート対象者	女の階段愛読者グループ	販売農家の女性農業従事者(60歳未満)	本人のみ	本人のみ	職業としての女性農業者
回答者数	972(1800配布)	3177	本人のみ	本人のみ	2070(7059配布)
担い手としての女性像	農家女性	女性農業者	農家女性	農家女性	女性農業経営者
背景	1985年男女雇用機会均等法第3回世界女性会議(ナイロビ)開催、9月22日プラザ合意、1986年ガット・ワルデアラウンド開始、1987年の生産者米価5引き下げ	1999年男女共同参画社会基本法、食料・農業・農村基本法	2002年、2009年の農地法改正、2012年「人・農地プラン」と2013年の「農地バンク」と「TPP参加」		
農家形態	① 専業農家 56% ② 兼業農家 42.4% ③ 非農家 1.7%	— — —	— ○ —	— ○ —	— — —
1. 農業について					
就農以前の就労経験	—	—	生家の農業への従事	農業以外の仕事に従事経験あり	—
生活している家の農業への関わり	結婚により農業をはじめた 98.4%	結婚により農業をはじめた 85%	結婚して就農した	結婚して就農した	—
農業を始めたきっかけ	夫が農業をしていた	71%	—	○	—
	自分があとつぎだった	10%	○	—	—
	自分が農業を好きで新たに始めた	3%	—	—	—
	夫が農業を好きで新たに始めた	4%	—	—	—
生家の農業との関わり	—	—	○	○	①現在、農業を営んでいる 43.2% ②以前は、農業を営んでいた 15.7% ③農業を営んでいない 34.7% 無回答 6.4%
	—	—	—	—	①配偶者の実家の農業に携わっている 54.9% ②自分の実家の農業に携わっている 15.8% ③独立して就農している 11.7% ④農業法人を経営している 5.3% ⑤農業法人に就職している 10.7% 無回答 1.6%
	—	—	○	—	—
	—	—	—	—	—
現在の就農状況	—	—	—	—	—
2. 資産形成について					
小遣いを主にどこから使っているか	①自分の判断で家計から 46.7%	—	年金から(月1.2万円程度)	○	—
	②夫の承認を得て家計費から 12.2%	—	—	—	—
	③仕事、パート、内職等の収入から 9.6%	—	—	—	—
	④自分で作った農産物から 8.2%	—	—	—	—
	⑤夫の両親から 1.6%	—	—	—	—
	⑥夫から 8.6%	—	—	—	—
	⑦給料割でもらっている 7%	—	—	—	—
	⑧小遣いなど自由になるお金はもらっていない 3.7%	—	—	—	—
農業で得た収入・収入の活用状況	毎月決まった額を受け取る 43%	毎月決まった額を受け取る 43%	—	—	—
	必要な時受け取る 24%	必要な時受け取る 24%	—	—	—
	特に受け取っていない 23%	特に受け取っていない 23%	○	○	—
	出来高に応じて受け取る 7%	出来高に応じて受け取る 7%	—	—	—
夫婦で得た財産の意向について	①すべて夫名義でよい 30.1%	—	—	—	—
	②夫名義だけでなく、いくらかは自分名義にしたい 50.2%	—	—	—	—
	③夫婦で同等の名義にしたい 19.6%	—	○	○	—
	④ほとんど祖父の名義になっている 11.9%	—	—	—	—
夫婦で得た財産の関与について	①ほとんど夫の名義になっている 63.5%	—	—	○	—
	②夫と自分の名義だが、夫の方が多い 18.6%	—	—	—	—
	③夫と自分の名義半々になっている 5.6%	—	○	—	—
	—	—	—	—	—
女性名義の資産の状況(調査回答)	預貯金 90%	預貯金 90%	○	○	—
	農地 9%	農地 9%	○	—	—
	宅地 4%	宅地 4%	—	—	—
	自宅建物 4%	自宅建物 4%	—	—	—
	農作業施設 3%	農作業施設 3%	—	—	—
	負債 3%	負債 3%	—	—	—
	—	—	—	—	—
農地所有している6%の内訳(農地所有継続)	自分の親からの相続 42%	自分の親からの相続 42%	○	—	—
	自分の親から結婚前に相続した 11%	自分の親から結婚前に相続した 11%	—	—	—
	結婚した後、自分の親から相続した 31%	結婚した後、自分の親から相続した 31%	—	—	—
	夫の親から相続・贈与された 25%	夫の親から相続・贈与された 25%	—	—	—
	(夫の親から相続した) 10%	(夫の親から相続した) 10%	—	—	—
	(夫の親から贈与された) 15%	(夫の親から贈与された) 15%	—	—	—
	夫から贈与された 11%	夫から贈与された 11%	—	—	—
(自分名義の農地を所有していない人に対し)所有したいか	結婚後に得た収入で購入した 10%	結婚後に得た収入で購入した 10%	—	—	—
	ぜひ所有したい 4%	ぜひ所有したい 4%	—	—	—
	できれば所有したい 22%	できれば所有したい 22%	—	○	—
	所有しない 29%	所有しない 29%	—	—	—
3. 相続について	興味がない 27%	興味がない 27%	—	—	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
夫が健在の方にお聞きします。財産の相続はどうしますか？	①ほとんど全部自分が相続する 4.4%	—	—	—	—
	②法定相続分である二分の一程度は相続する 23.6%	—	—	—	—
	③老後の生活費程度は相続し、残りは子供に相続させる 25.5%	—	—	—	—
	④ほとんど全部を子供に「平等」に相続させる 2.2%	—	—	○	—
	⑤ほとんど全部を「誰取り」に相続させる 44.3%	—	—	—	—
夫が故人の方にお聞きします。夫の遺産はどうしましたか？	①ほとんど全部自分が相続した 24.5%	—	—	—	—
	②法定相続分である二分の一程度は相続した 8.2%	—	—	—	—
	③老後の生活費程度は相続し、残りは子供に相続させた 20.4%	—	—	—	—
	④ほとんど全部を子供に「平等」に相続させた 0%	—	—	—	—
	⑤ほとんど全部を「誰取り」に相続させた 46.9%	—	○	—	—
生家の財産の相続(希望)	①法定相続分は権利なので相続したい(相続した) 4.4%	—	分家相続	—	—
	②一般的に言われる「印籠大」ぐらいは相続したい(相続した) 16%	—	—	—	—
	③相続権は一切放棄する(一切放棄した) 67.5%	—	—	—	—
	④誰取りが、親の財産をもとに家業(農業など)を継ぐかどうかで利用したい(判断した) 12%	—	—	—	一切放棄した
4. 介護について					
同居の義父母の老後の介護について	①娘が面倒を見るのが当然 42.2%	—	—	—	—
	②家の子供たち全員が面倒を見るべきである 1.2%	—	—	—	—
	③嫁も面倒を見るが、実の子供たちも同等に面倒を見るべきである 56.6%	—	○	○	—

形成されたものではなかった。Tさん、Yさんの意向は「夫婦で同等の名義」で、実態は、Tさん「夫と自分の名義半々」、Yさん「ほとんど夫の名義」だった。所有する財産は、Tさんは貯金と農地、Yさんは貯金であった。

4) 相続

「女の階段」では、「財産の相続はどうしますか?」、Yさんは「④ほとんど全部を子供に「平等」に相続させる」だった。この答えは、25年前の農村女性には最も不人気で、2.2%だった。一番人気は「⑤ほとんど全部を「跡取り」に相続させる」の44.3%だった。実際も46.9%だった。実家の財産の相続については、Yさん同様に、「③相続権は一切放棄する。(一切放棄した。)」が67.5%と大半を占め、「①法定相続分は権利なので相続したい。(相続した。)」は4.4%と僅かであり、この「実家の財産は一切放棄」の傾向は続くと思われる。

5) 介護

「女の階段」の「同居の義父母の老後の介護について」は、「嫁が面倒を見るのが当然」42.2%、「実の子供たち全員が面倒を見るべきである」1.2%、「嫁も面倒を見るが、実の子供たちも同等に面倒を見るべきである」56.6%だった。Tさん、Yさんは、「嫁も面倒を見るが、実の子供たちも同等に面倒を見るべきである」だった。同様に、実家の父母の老後の介護、自分自身の老後の介護についても質問したところ、Tさん、Yさんは、「嫁も面倒を見るが、実の子供たちも同等に面倒を見るべきである」だった。

以上、3つのアンケートとTさん、Yさんの回答結果を整理すると、農家女性の平均的なモデルとして、結婚により就農し、低所得で農作業をし、出産、子育てをし、個人の資産形成は貯金のみ、実家の相続は放棄し、嫁ぎ先の相続は跡取りに一括相続し、嫁ぎ先の親の扶養をし、嫁ぎ先の親の介護は嫁と子供がするという、旧民法の家督相続

とほぼ同じ状況にあることが見て取れた。農地解放の平等の分配という思想も、民法の均等相続という思想の影響もほとんど見られない。新民法における「親の扶養は子供全員の義務」という思想は、親世代の寿命が延びたことと少子化により、嫁ぎ先の親と実家の親、両方の介護に、嫁と子供が平等に介護したいとする傾向が見受けられる。実際にこのことが可能かどうかは未知数だが、新しい動きとして、遺産相続に何らかの影響があるものと予想する。

なお、旧民法(1898年)では、家父長的な家族制度において、戸主一人(一般的には長男)が家督を相続し、その強い統制下のもと、家族を統括し、扶養する義務を負っていた。対して、新民法(1947年)では、相続は配偶者2分の1、残り2分の1を子が均分する。扶養については、夫婦間、直系家族(親子、兄弟姉妹)に義務があるものの、農村の実態としては、農家の跡取り(一般的には長男)の配偶者(嫁)が、その役務と負担を一手に負うことが慣行とされている。

4. 農家女性と「入会(当事者感覚のコモンズ)」

4-1 農家女性の農地継承に対する感覚

コモンズあるいは「入会(コモンズ)」の定義・論¹¹⁾は諸説ある。他方、入会、水利等、農家にとっての「当事者感覚のコモンズ」は、慣行・慣習であるため、個別具体的にコンフリクトが起こったときに、個別の法により、水利権、入会権、漁業権等の法認知を受ける。そのため、例えば、水利に関係する農地に対する農家の日常的な感覚および発言は、「うち(イエ)のたんぼ」と表現するのみである。決して、「私のたんぼ」とも「私の父のたんぼ」とも表現しない。この発言・感覚は、コンフリクトに対する予防も含め様々な意味があるが、鳥越の言う「総有」に大変近いと予想する¹²⁾。

一般的に、里山や河川と呼ばれる自然の中の、ある特定の場所・空間・資源を、複数の人びとが利用する時に、「コモンズ」と言う。また、国際

コモンズ学会の定義によると、ある特定の場所・空間・資源のみならず、その場所・空間・資源を共同で「管理」する「組織や社会的仕組み」そのものを「コモンズ」と言う。筆者は、慣行、慣習である事による、あいまいな「当事者感覚のコモンズ」を以下のように定義する。水利権、耕作権、入会権、漁業権等、管理・利用の法的権利は、個別の法律に規定されているが、これらすべてを一つの「入会（当事者感覚のコモンズ）」として捉える。それは、第一に「個人所有できない、かつ個人で勝手に売買できない」モノやコトであり、第二に「ある特定の集団に属する（限定された）人（構成員）にのみ、対等かつ平等な関係¹³⁾で、管理という義務を伴い、かつ、参加、使用、利用できる」モノやコトと定義する。前述のアンケートや、インタビュー、そして筆者個人の生活の経験から、そして、農家・農村における女性の立場や発想から考えると、里山、河川などに限定して用いられる「コモンズ」に限らず、農家の農地も「入会（当事者感覚のコモンズ）」と捉えられる。特に、結婚就農による農家女性の状況、語り、アンケート結果の、「農地」を「イエのモノ」＝「イエが所有するモノ」＝「私は所有できない、しない、関心もない」という感覚と実際の発言、行為は、農家女性の農地に対する「入会（当事者感覚のコモンズ）」的感覚、「入会（当事者感覚のコモンズ）」的行為と捉えることができる。

4-2 農家・農村・農地と「入会（当事者感覚のコモンズ）」

農家女性である Tさんは農家の家長の役割を担ってきた。S家の家長役割はS家に所属しなければ、所有できない（担えない）。そして、家長役割を所有しても、家長役割は売買できない。農家の機能・役割である農地の耕作、管理も、農家という親族集団に所属していなければ、かつ同居農家構成員でなければ、できない（担えない）。そして、このことを規定する農地法には、農地の所有、貸借、売買、管理について、同一市町村近隣住民という居住地規制や農家構成員という農家

要件がある。つまり、農地に対する「権利関係者の限定・制限」という入会的規制によって守られている。

一方、嫁 Yさんは、TさんのS家の後継者である息子と結婚することによってS家の親族・構成員に成ったというだけで、Tさんが法的に所有するS家の農地に対し、管理、義務を伴う、耕作（使用・利用）することができるようになった。そして、嫁 Yさんは実際に農作業と農地の管理をやってきた。さらに、結婚によるS家の親族・構成員に成り、経営主であるSさんと同居したというだけで、農業委員の選挙権と被選挙権も獲得できた。ところが、嫁 Yさんが離婚をする（＝S家の構成員でなくなる）と、S家の農地を耕作できなくなり、農業委員会の選挙権と被選挙権も失うこととなる。つまり、婚姻就農による農家女性は、離婚をすると農家としての権利と権限を失うこととなる。

さて、Tさんのような女性の跡取りは、女性農業者の中でごくわずか1割ほどの存在にすぎず、アンケートでは結婚による「女性の就農」が約9割であった。また、農家の構成員である嫁の9割は実家の農地の相続を放棄し、跡取りへの一括相続が約5割、農地の所有意欲は1割に過ぎない。このことが、農家・農村の男女間の不平等を表しているという意見もあるが、男性農家後継者からみると、一般的な農家の跡取りであり、農地を相続する男性後継者も、ムラと親族の規制・縛り・視線などの社会圧により、感覚と実際において、農地を個人的に所有しているわけではなく（登記上はもちろん個人所有であるが）、ムラと親族の規制・縛り・視線がある限りにおいて、イエの後継者はイエの農地を耕作・管理しているに過ぎない。その意味では、農家構成員は誰も、実際には「農地を所有」していない。実質的に農地を所有する「農家（イエ）」が、所有する農地を、ムラの中で、他の農家に対して、優先的かつ優占的に耕作する権利、権限を持っているのである。

また、農家は農地の耕作・管理だけではなく、生活共同体や生活保障の家という意味での農家構

成員の扶養や管理の機能・役割も担っている。そして、そのような行為の対象、利用も農家構成員に限定されている。

このような状況を考え合わせると、農地・農家は、「所有できない」「ある特定の集団に属する（限定された）人（構成員）にのみ参加、使用、利用できる」という意味で、「入会（当事者感覚のコモンズ）」であると言える。そして、当事者感覚の入会である農地と農家の集合体である農村も、生活共同体や生活保障という意味での扶養の機能・役割を有するという意味も含めて、「入会（当事者感覚のコモンズ）」であると考えられる。

5. 結語 後継者不足、農家継承の危機に対する対応

農家女性S家のTさんのライフ・ストーリーとアンケート結果をもとに、農家の農家継承、農業継承をみてきた。

Tさんの意見によると、「出不足金の性差別」を廃止できた理由は、Tさんが①地元の人（周囲の人が顔見知りで、Tさんの能力が高いことが知れ渡っている）②婿取り（家長）③財産家（継ぐべき財産が有る）である。婚姻就農女性が、初めの第一歩として耕作権を取得すれば、Tさんのように地元の人からの認知度が上がり、行政の支援による能力を獲得する機会と資本を得やすくなり、エンパワーメントされることによって、財産形成の可能性も生まれると、筆者は考える。つまり、婚姻就農による農家女性が、耕作権を獲得することにより、手薄とは言え、社会保障や社会的デ・カップリング政策を受ける権利等々様々な権利が生じ、農家女性の無権利状態の改善につながる。このことは、農家・農業後継者問題の改善にもつながるものと考えられる。

以上のことから、農家・農村の持続性を求め、農家・農業後継者問題の改善を求めるならば、農家、農村において女性が正当な権利を得る第一の方策として、婚姻就農による農家女性の耕作権の獲得を提案する。「農家」の農業の継承者として

の地位の剥奪を図ろうとする「農地バンク」と「人・農地プラン」により農家継承の危機は増大することが予想される。ゆえに、全国的な農家農業継承問題の実態把握の必要性を述べて、本論を終える。

注

- 1) 長野県の元生活改良普及員Iさんの言葉による。ここでいう「切ない話」は、世代継承による、農業と農家（イエ）を維持、継承する日本の農家制度による、農家女性の「せつない話」のことである。農家の継承・相続は、親と義理の親の扶養、看護、介護そして子の進路進学、恋愛、見合い、結婚とも関係するので、女性だけではなく、後継者全般、男性にも言えることである。
- 2) 農地の権利は農業の権利、「耕作権」である。婚姻による就農は農地へのアクセスする権利、農業をすることができる権利は生じるが、「耕作権」ではなく、離婚すると権利が無くなる。農業委員会を通じた「耕作権」は、離婚しても効力がある。
- 3) 書籍では、『農家に嫁がやってくる―ベテラン仲間7つの手ほどき』（小沢禎一郎 1988）、『日本農家の女性問題』（光岡浩二 1983）などがある。
- 4) 農水省 農林水産基本データ集 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/> (2014/01/27 アクセス)
- 5) カタカナ表記は概念的な事象を扱い、意味し、漢字表記は実際に存在する事象を意味する。ただ、「村」、「村意識」等は実際に存在するが、概念的なことでもあるので、適宜使い分けた。
- 6) 当初は、小作争議がまだ激化していない諸県には適用されなかったが、29年以降、沖縄県をのぞく全府県で施行された。
- 7) 1945年12月9日、日本占領総司令部から出された「農地改革ニ付テノ覚書」（通称マッカーサー農民解放指令）に始まる「農地の地主制」の廃絶、いわゆる「農地解放（地主の小作地を国が買い上げ、小作者が国から小作地を買い、自作地にし、小作地解消した）」
- 8) 電話インタビューによる。事前に質問事項をファックスで送り、電話で回答いただいた。実施日2013年12月中旬に5回、2014年1月に補足インタビューを実施した。4回。また、加齢による記憶の混乱等により、事実誤認があるが、あくまでも、Tさんの語りを中心にまとめた。
- 9) 『女性農業者の地位向上に関する実態調査（経営参画と資産の保有に関する実態調査）結果の概要』（2000、農林水産省農産園芸局婦人・生活課。

(以下「経営参画」)。販売農家の女性の農業従事者（概ね 60 歳未満の女性農業者約 3,000 名）を対象。データの集計・分析に当たっては、(社)農村生活総合研究センターの協力を得てまとめている。

- 10) 『女性の農業への関わり方に関するアンケート調査』（2012, 農林水産省）による。
平成 24 年度農林水産省委託事業、委託先は（株）インテジリサーチ。都道府県及び一般社団法人日本農業法人協会の協力を得て、全国の女性農業者に調査票を配布し、2,070 名から回収（調査票発送数：7,059 票、回収数：2,070 票。回答者の年代別構成比：20 代 7.6%、30 代 16.3%、40 代 22.2%、50 代 27.9%、60 代以上 24.3%）。
- 11) 国際コモンズ学会第 14 回世界大会（北富士大会）コモンズについては、<http://iasc2013.org/jp/commons>（2014/01/31 アクセス）
「都市近郊農村における地域資源管理体制への新住民の参加の実態と可能性」本田 恭子
https://www.gcoe-intimacy.jp/images/library/File/working_paper/New%20WP/WP_NextGenerationResearch_47_HONDA_s.pdf（2014/01/31 アクセス）
- 12) 鳥越（1997）によると、「この「総有」という概念は、現行民法でいう総有概念と異なり、ムラ全体所有（オレ達ムラの土地）を表す言葉で、現代風に言うと私有地の上に網掛けがなされているのである」（参考：「コモンズの利用権を享受する者」環境社会学研究，第 3 号，pp.5-14.）筆者は、農家構成員が「うちのたんぼ」という意味は、総有という所有に関する意味だけではなく、田んぼの上で展開する、農業経営や自分の生活、人生ま

でも表している場合があると認識している。

- 13) 日本で暮らしていて、コモンズに接することは稀である。2013 年の NHK による国民的テレビドラマ連続テレビ小説「あまちゃん」第 23 話「おら、ウニが獲りてえ」に表現された「本気捕りには「漁業権」が必要なんだ。その漁業権は、一家に一人しか認められてねえんだ。つまり、アキちゃんが行くって事は夏ばっかが行けなくなるって事なんだよ。今年は、天野「家」からはアキがエントリーしますんで。」という、漁協でのシーンが、日本の入会の平等・対等を表現している。漁協も協同組合であるので、組合員の一人一票の平等の議決権を持つ。

参考文献

- ・ 小沢慎一郎，1988，『農家に嫁がやってくる―ベテラン仲人 7 つの手ほどき』，農文協。
- ・ 玉真之介，1994，『農家と農地の経済学』，農文協。
- ・ 暉峻衆三／編，1996，『日本農業 100 年のあゆみ』，有斐閣ブックス。
- ・ 永野由紀子，2004，「家」・「村」理論の射程をめぐり論点と課題』，山形大学人文学部研究年報，pp123-137。
- ・ 永野由紀子，2005，『現代農村における「家」と女性』，刀水書房。
- ・ 日本農業新聞社，1999，『窓を開けて』，影書房。
- ・ 日本村落研究学会編，2007，『村の社会を研究する』，農文協。
- ・ 日本村落研究学会編，2007，『村の資源を研究する』，農文協。

柳澤 隆夫（ヤナギサワ・タカオ）
長野市男女共同参画審議会委員